

議案第 37 号

仮称溝口駅南口地下駐輪場新築工事及び仮称溝口駅南口地下駐輪場新築付帯工事請負契約の変更について

仮称溝口駅南口地下駐輪場新築工事及び仮称溝口駅南口地下駐輪場新築付帯工事請負契約（平成 25 年 3 月 19 日議決、平成 26 年 12 月 25 日市長の専決処分にて完成期限の変更）の一部を次のように変更する契約を締結する。

平成 27 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

4 の契約金額「1, 176, 000, 000 円」を「1, 421, 850, 750 円」に変更する。

参考資料

- 1 仮称溝口駅南口地下駐輪場新築工事及び仮称溝口駅南口地下駐輪場新築付帯工事請負契約の締結について（平成25年2月14日提出・平成25年3月19日議決）

1	工 事 名	仮称溝口駅南口地下駐輪場新築工事及び仮称溝口駅南口地下駐輪場新築付帯工事
2	工 事 場 所	川崎市高津区久本1丁目地先
3	契 約 の 方 法	一般競争入札
4	契 約 金 額	1, 176, 000, 000円
5	完 成 期 限	平成27年3月15日
6	契 約 の 相 手 方	横浜市中区本町4丁目43番 戸田・森本・山根共同企業体 代表者 戸田建設株式会社 代表取締役社長 井上 舜三 構成員 株式会社 森本組 代表取締役社長 高木 尉二 構成員 株式会社 山根工務店 代表取締役 山根 崇

- 2 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について（平成26年12月25日専決処分、平成27年2月13日提出）

市長の専決事項の指定第4項による専決処分

変更前完成期限 平成27年3月15日

3 変更理由

地下駐輪場構築の地盤掘削の際に、掘削残土が想定より軟弱であったため、その残土を建設汚泥処分する等の変更、並びに、川崎市工事請負契約約款第26条第1項から第3項及び第8項の規定により、増額の変更を行うものである。